

令和 7 年度 KDB を活用した分析力向上支援業務 委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度 KDB を活用した分析力向上支援業務

2 業務の背景・目的

市町村国民健康保険(以下「市町村」という。)は、第 3 期データヘルス計画を PDCA サイクルに沿って運用し、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を推進することが求められている。PDCA サイクルを回すためには、現状や事業効果の分析・評価、その結果に基づく見直しが必要だが、各市町村で前期計画の中間評価や最終評価を適切に実施できる市町村は少なかった。計画の実効性を高めるためには、それらに必要な知識・技能の習得と定着は急務であり、令和 8 年度には、各市町村が自ら中間評価を適切に実施できるように、今年度中に支援することが必要である。

このような状況を踏まえて、本業務では、データヘルス計画に基づく効果的な PDCA の実施を目的として、計画の評価にあたって国から使用を推奨されている国保データベース(以下「KDB」という。)を入りに、各市町村が自ら計画に係る分析・評価・見直しを実施できるようにするためのスキル・ノウハウの習得及び定着を目指して、その支援を行うものとする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 20 日(金)まで

4 業務内容

本業務では、市町村が計画の分析・評価・見直しを自ら実施できるよう、その知識・技能の習得及び定着を目指して、次の業務を行うものとする。

次に掲げる業務は、必要と考えられる事項を示したものであり、受託者からの提案を踏まえ、県と受託者との協議により調整することとする。

なお、県では、奈良県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)と連携協定を締結し、市町村の国民健康保険に関する事務や事業の実施支援を行うために、国保事務支援センターを設置して事業を推進しているところであり、本業務の実施に当たっても、受託者は県及び国保連合会と連携しながら実施していくこととする。

(1)情報の収集・整理

受託者は、本業務を実施する上で必要な情報を収集・整理する。

①提供データ

県から提供するデータは、以下のとおりとする。

- ア 提供対象：県内市町村国民健康保険被保険者
県内後期高齢者医療制度被保険者のデータ提供の可能性もあるため、対応できるようにしておくこと。
- イ 提供内容：下表のとおり。
- ウ 提供時期：下表 1～5 は契約締結後提供。
- エ 提供媒体：電子データにて提供。パスワードロック機能付きのハードディスク等の媒体は受託者が準備すること。また、郵送が必要な場合は、受託者がセキュリティ便等を手配し、その料金は受託者が負担するものとする。（参考：下表 1～4 のデータ総量は約 120GB 見込）
- オ その他：データの取り扱いに当たり、個人情報等の匿名化、暗号化が必要な場合は、受託者の責任において実施することとし、県及び国保連合会はその支援を行う。
なお、データ抽出にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

No.	名称	データ詳細	対象年度
1	KDB 被保険者台帳	別添 1 参照	令和元年度 ～ 令和 5 年度
2	KDB 突合 CSV		
3	医療レセプトデータ (医科・DPC・調剤を含む)	別添 2 参照	
4	NDB データ	国から提供されたデータ一式	
5	KDB データ(CSV・帳票)	別添 3 参照 詳細は県と協議の上決定する	
6	その他、県が必要と認めたデータ 対象年度の拡大等についても、県と調整の上行う。		

②事業実施状況

本県の事業実施状況を確認したい場合は、以下の方法で情報を収集する。

市町村からも情報収集することができるが、市町村の事務負担軽減も考慮し、県に協議の上実施すること。

県	・ 随時県医療保険課へヒアリング ・ 県から保険者努力支援制度(事業費分・取組評価分)に関する情報を提供
市町村	・ 県から保険者努力支援制度(事業費分・取組評価分)に関する情報や、過去の市町村への調査結果等を提供 ・ 下記(2)①の調査と同時調査 ・ アンケート等、非対面・面談形式での調査(年1回まで)

③国の動向、制度動向等

国の動向や制度動向を踏まえた現状の評価及び課題の抽出を行うために、国のホームページ等に加え、社会保障に関する政策の専門情報ウェブサイト **MEDIFAX** を利用できる環境を用意し、医療保険や医療費適正化の政策に関連する動向の情報を収集・整理する。**MEDIFAX** については、県も利用できるようにすること。

なお、**MEDIFAX** の利用料(約 50 万円)は、本契約金額に含まれるものとする。

(2)KDB データ等を活用した計画 PDCA のスキル・ノウハウの習得及び定着

受託者は、市町村の実態やニーズを把握した上で、中間評価に向けて不足するスキル・ノウハウの習得及び定着を目指して、次の業務を行うものとする。

①市町村の実態調査

受託者は、以後の業務を市町村の実態に応じたより効果的な支援にするため、市町村の分析等の実態や水準の確認を目的として、以下の調査を行う。詳細は県と協議の上決定する。

調査対象	県内全 39 市町村
------	------------

調査方法	ア 県内市町村共通のヒアリングシートの作成 県内全市町村を同基準で評価し比較できるようにするため、 県内市町村共通のヒアリングシートを作成する。 ヒアリングシートは、業務終盤の改善状況の確認や評価にも 使うことができる構成とすること。 イ ヒアリング調査 上記アで作成したシートを用いて、県内全市町村を対象にヒ アリング調査を行う。原則訪問でヒアリングを実施すること。た だし、市町村の都合等により訪問できない場合は、オンライン 会議等によるヒアリングも認める。 ヒアリング時には、分析等の必要性を、データヘルス計画の 中間評価に向けての視点も交えて、市町村へ伝えること。 ウ 調査結果の報告 上記イの調査完了後、集計結果とその結果に基づく支援の 方向性を整理した資料を、県へ速やかに提出し報告する。 ※ヒアリングシートや訪問については、市町村に過度な負担とな らないよう工夫すること。
調査内容	以下の観点を踏まえて、調査事項と事項別の調査意図を整理 し、提案すること。 [調査観点] ・ 市町村の実態やニーズを明確化し、以後の業務に活用する ・ 本業務の目的・目標達成状況を測るために、現状を評価する [県が想定する調査事項] ・ KDBシステムの使用状況(使用部署・職種、頻度、レベル等) ・ KDBデータの活用状況(活用目的、活用するデータ等) ・ KDBデータの活用にあたっての課題や支援してほしいこと

<公募型プロポーザルにおいて提案を求める事項>

調査事項と事項別の調査意図を整理し、提案すること。

②研修の実施

受託者は、市町村がデータヘルス計画に基づく PDCA を効果的に運用できるスキル・ノウハウを習得できるよう、以下の研修を実施する。詳細は県と協議の上決定するが、構成、回数、内容は効果的に実施できる形式を提案すること。

研修の目的	市町村が KDB データを活用して、データヘルス計画に基づく PDCA を効果的に運用できるスキル・ノウハウを習得すること
構成・回数	・ 原則 2 回以上(各 3 時間以内) ・ 各回は連続受講を必須とせず、1 回のみの受講でも成立するようにすること。 ・ 各回について、市町村規模別、職種別、経験年数別、習熟度等を開催日時を分けた場合にも対応できるようにすること。分けた場合は、研修内容も対象に応じたものにする。
開催時期	・ 1 月末までに実施すること。 ・ 次年度事業への反映を想定する内容の場合は、市町村の予算要求に間に合うように、9 月までに開催することが望ましい。
開催形式	・ 原則ハイブリッド形式で実施すること。 ・ 県の合意を得られた場合のみ、完全対面形式または完全オンライン形式に変更可能。 ・ 会場は、市町村が公共交通機関を使用して参集しやすい、橿原市付近の施設にすること。(奈良県社会福祉総合センターが望ましい。) ・ 使用するオンライン会議ツールは Zoom とする。 ・ いずれの形式であっても、当日の内容は録画し、ウェブサイト上へのアップロード(限定公開)等により、契約期間中は県・市町村等の研修対象者が自由に閲覧できるようにすること。なお、動画はできるだけ細分化し、時間がない職員でも閲覧しやすいように編集すること。
対象	・ 上記①の結果も踏まえて設定。 ・ 参加を推奨する職種、地域・市町村規模等を設定することも可能だが、県と協議し決定すること。

内容	以下の観点と上記研修の目的を踏まえて、研修の目標(参加者の参加直後の到達地点)と研修内容を提案すること。 ア 別添 1「県が考える PDCA の流れ」の少なくとも 1 つのステップには該当し、その PDCA 運用スキルを高めるものであること。分析に関するステップの場合は、分析で終わらず事業立案の考え方まで繋げた内容にすること。 イ KDB データを使用したものであること。KDB データだけでは情報が不足する場合は、その他のデータも使用する研修内容としてもよいが、市町村が自庁で再現できるように、操作手順等の詳細を記載したマニュアルを用意すること。 ウ 上記①の結果や令和 6 年 9 月に県が市町村へ行った調査の結果(別紙 2)等を踏まえ、市町村の実態やニーズに応じたものであること。
準備	・ 開催1カ月前に市町村へ開催案内を送付するため、県と協議の上、開催1カ月半前には研修概要を県へ提供すること。 ・ 市町村において出席者を決定するために、研修概要は推奨職種・分析レベル等が分かる程度まで具体化した上で県へ提供する。 ・ 案内の流れや出欠報告方法等は、県と協議の上決定すること。
資料	・ 資料は県の確認完了後、市町村へ事前を送付するため、実施3週間前に県へ資料案を送付すること。 ・ 研修を受講していない者や新任担当者等、次年度以降に着任する市町村職員等も参考にできるような内容及び体裁で作成すること。研修当日資料と分けて、詳細説明資料を作成し、後日提供することも可能。
評価	・ 各回の研修終了後にはアンケートを実施し、県へ集計結果を報告する。 ・ アンケートには、研修の目標(参加者の参加直後の到達地点)に到達したか、参加者の参加目的、その目的が満たされる研修だったかに関する設問を必ず入れること。

＜公募型プロポーザルにおいて提案を求める事項＞

令和 6 年 9 月に県が市町村へ行った調査の結果を参考に、研修会の案を提案すること。

③市町村への個別支援

受託者は、上記①の訪問後または上記②の研修後等に、市町村に対して分析や PDCA に関する支援を個別訪問等により実施する。具体的な支援内容、支援形式等は、市町村と相談の上整理し、県に事前に協議すること。市町村が希望しない場合は、支援を実施しなくてもよい。個別支援の実施回数は 20 回程度を想定。

個別支援の実施内容は、支援実施市町村及び部署、市町村が抱えていた課題、支援内容、支援結果を、全回分一覧にまとめた上で、県へ提出すること。報告項目は、県と協議の上決定する。

(3) モデル市町村のデータを活用したデータヘルス(PDCA)の試行

受託者は、市町村による計画や事業の実質的な見直しなどの PDCA 促進を目的として、モデル市町村のデータを活用した PDCA の具体的な手法・運用例を市町村へ提示するため、次の業務を行う。

なお、次の業務の内容は、下記(5)の事業報告会に加え、必要に応じて上記(2)②の研修会で共有するものとするが、その際はモデル市町村が分かるような記載や発言は控えること。

①上記(1)で収集・整理した情報の分析

PDCA の手法・運用例を示すにあたって、PDCA を試行するためにデータを活用するモデル市町村を、市町村規模別に 3 市町村選定する。

上記(1)で収集・整理した情報を分析し、モデルの 3 市町村の医療費適正化・保健事業に関する概況を整理する。情報過多にならないよう、必要な情報を十分精査して分析すること。

[市町村規模別の例]

- ア 被保険者数 1 万人以上
- イ 被保険者数千人以上 1 万人未満
- ウ 被保険者数千人未満

実施意図 (あるべき姿)	データヘルス計画の策定や、計画全体の実績評価等を行う際に、現在実施している事業の実績確認に留まらず、医療費適正化や健康寿命の延伸などの長期的視点まで立ち返って、広い視野で確認し見直すことができるようになる。
使用するデータ	本業務終了後も各市町村で再現できるよう、KDB データや特定健診関連データ、オープンデータ等、市町村が自庁で容易に情報収集し分析できるデータを使用すること。
分析内容	- 分析項目数は、医療費適正化計画やデータヘルス計画においては、概ね 60 項目以内の図表で概況を示すことができているため、本分析においても 60 項目以内とする。 - 長期的な視点である、健康寿命や死亡の状況、介護・後期高齢者の状況、医療の状況等から、短期的な視点である生活習慣や特定健診・特定保健指導に関する状況、医薬品の適正使用(重複投薬・多剤投与等)及び医療の適正受診(重複・頻回受診、診療時間外の受診等)に関する状況等までを広く分析する。 - 国民健康保険主管課の委託業務であることから、データヘルス計画に基づき取り組む分野に係る分析に留めること。(他計画に基づくがん、たばこ、精神疾患等に着目した分析は不要。)
県への提示	県へ提出する際は、以下の内容を含む「分析項目一覧」を作成し、作成した図表とバックデータをあわせて提示すること。 ア 図表番号(すべての図表に番号を振ること) イ 図表名 ウ 出典(書き方は第 4 期奈良県医療費適正化計画を参照) エ データ入手方法(システム操作手順や厚生労働省 HP 等の URL) オ その他保健事業や KDB システムの知識がない職員でも、再現できるように必要な情報(データ抽出・絞込み条件やデータの仕様の詳細等) ※図表にも、ウ及びオのうちのデータ取扱において留意すべき点等を記載すること。

②現状の評価

上記①の分析結果をもとに、各モデル市町村の現状を評価する。

あらかじめ評価したい分野を県と協議の上整理しておき、分野ごとに評価基準を設定し、

各分野 3～5 段階で評価する。評価基準の設定にあたっては、有識者の知見があることが望ましい。また、令和 8 年度以降も県や市町村が独自で評価できるように、経年でも評価できる基準、経年で改善が見えやすい基準等が望ましい。

また、市町村規模別等により評価基準を変更することが望ましい場合は、市町村規模別等で設定し評価すること。

[分野と評価基準の例]

- ア 特定健康診査 …県平均より〇%高いまたは前年度より〇ポイント向上の場合は「5」
- イ 特定保健指導 …県内上位〇位以内の場合は「5」、〇位以上〇位未満の場合は「4」
- ウ 糖尿病 …糖尿病受療率が県平均より〇%高い場合は「1」
- エ 血糖 …HbA1c8.0%以上の割合が県平均より〇%高い場合は「1」

③課題の抽出・整理

上記②で評価の低い分野を機械的に抜粋し、当該分野ごとに仮説立案や課題の要素分解を行うことにより、課題の全容や深層課題を明らかにする。ここで詳細を分析した結果や、その過程は、課題解決フレームワークや思考ツールを用いて、見える化すること。

なお、詳細分析にあたっては、上記①と同様に、市町村が自庁で容易に情報収集し分析できるデータを使用すること。

④テーマとなる課題の設定

上記③で整理した結果をもとに、どの分野のどの要素に着目して PDCA を実施するかを、県と協議の上決定する。各モデル市町村において、上記③で抜粋した分野が複数ある場合は、課題も複数設定すること。課題の本質を見極め、取組先行で設定しないこと。

⑤企画立案

上記④で設定した課題の解決や状況の改善に資する取組について、実施概要を作成し県へ提出する。取組は、対被保険者、対他保険者、対庁内関係者、対医療関係者など幅広く検討した上で立案すること。

実施概要の内容は、以下に示すように次年度以降に着任する市町村職員等が読んでも内容が把握でき、どのように行動すべきか具体的に分かるレベルで記載すること。また、プロセス・ストラクチャー・アウトプット・アウトカムの 4 項目で評価指標は必ず記載することとし、各項目において事業実施年度内に評価できる指標を必ず含めることとする。指標の実績確認のためにデータを使用する場合は、データの抽出方法の詳細も記載すること。さらに、4 指標の実績が確認できた場合、その結果に基づきどのように見直しに繋げていくのかが、具体的に分かるようケースに分けて記載する。

企画カテゴリと実施概要の内容の例	
イベントの場合	イベントの名称、目的(何の課題を解決するために)、目標(実施直後の姿)、実施期間・日時、会場、実施者(主催・他協賛等の関係者)、対象者、実施内容、当日タイムテーブル、案内方法、イメージ図(会場設営、実施内容等)、予算、実績がある場合は過去の実績、スケジュール、期待できる効果・費用対効果及び評価指標など
啓発資材の場合	目的(何の課題を解決するために)、目標(配布直後の姿)、実施期間、配布場所・配布方法、配布先、配布者、啓発資材内容、イメージ図、予算、実績がある場合は過去の実績、スケジュール、期待できる効果・費用対効果及び評価指標など
関係者の連携体制整備の場合	目的(何の課題を解決するために)、目標(現在の連携状況と体制整備直後の理想の姿)、連携する対象、体制整備完了までのステップ詳細(会議等の実施時期と・議題、各関係者の時期別の動き、複数年計画等)、イメージ図(関係者への説明資材、整備完了後の連携体制図等)、予算、実績がある場合は過去の実績、期待できる効果・費用対効果及び評価指標など

⑥取組の実施

上記⑤で立案した企画について、一部実施することで PDCA の手法・運用方法を市町村に効果的に伝えられる場合は、実施内容や範囲を県と協議の上実施すること。

⑦取組の評価・見直し

上記⑤で立案した企画及び上記⑥で実施した取組について、見直しを実施する上で必要な評価指標を整理する。また、それらの評価指標に対する実績が良かった場合、変化がなかった場合、悪かった場合に、それぞれどのように取組を評価し、どのように見直していくべきかその具体的な方針案まで仮説を立てて整理した、評価・見直しのシミュレーション資料を県へ提示する。

＜公募型プロポーザルにおいて提案を求める事項＞

上記(3)①②の作業により、「特定保健指導の実施率が低い」という課題が抽出されたと仮定し、上記(3)③から⑤を実施すること。その提案資料は、下記(4)①内容・構成のウからオに沿って作成すること。

(4)PDCA 運用マニュアル・動画の作成

受託者は、市町村へ PDCA の実施事例や手法を展開するため、県及び市町村、その他関係者へ提供するためのマニュアル及び動画を作成する。

詳細は、県と協議の上決定する。

ここで作成したマニュアルの内容は、上記(2)②の研修に適宜取り入れること。

①上記(3)の業務を整理したマニュアル作成

内容・構成	ア 以下イからキまでの概要(資料 1 枚) イ 医療費適正化・保健事業に関する概況と現状の評価 ウ 課題の抽出・整理の過程(課題解決フレームワークや思考ツールを含む) エ 設定した課題とその設定経緯 オ 上記(3)⑤で作成した実施概要 カ 上記(3)⑥で取組を実施した場合は、その詳細 キ 上記(3)⑦で整理した評価・見直しのシミュレーション結果 ク 別添資料(上記①から④で作成した資料ほか参考資料等)
マニュアル作成にあたっての留意点	ア 報告書は今回業務に直接携わらなかった県や市町村等の職員が職種や経験を問わず、容易に理解できるよう、判断理由等の思考の流れや手順を文章化すること。 イ 上記(3)①から④の業務で作成・使用した資料は別添資料とし、マニュアル本体には今後思考の流れや手順を再現する上で必要な図表等を抜粋して掲載すること。 ウ モデル市町村が分かるような市町村名や具体的な部署名の記載は避けること。 エ 上記(3)では市町村規模別に PDCA を試行したことから、本マニュアルも市町村規模別に作成すること。

②上記(2)②の研修に関連する動画及びマニュアルの作成

上記(2)②の研修で説明した内容を、令和 8 年度以降も確認できるよう、動画及びマニュアルを作成する。動画は 1 本あたり 3～5 分程度とし、字幕をつける。

③その他 PDCA 推進に効果的と考えられる動画やマニュアルの作成

県・国・国立保健医療科学院が作成した既存のツールの使い方簡易マニュアル、高血圧性疾患・糖尿病等の疾病別の分析方法・課題抽出・事業立案のマニュアル及び動画作成などが考えられるが、有効と考えられるものがあれば提案し、県と協議の上、作成を決定する。

(5) データヘルス計画の中間評価における県の役割を果たすための支援

受託者は、令和 8 年度に原則実施することとなっている第 3 期データヘルス計画の中間評価に向けて、令和 5 年 5 月 18 日改正の「国民健康保険保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引き」の内容や県及び国保連合会で実施している支援の内容を踏まえた上で、次の業務を行う。

①中間評価にあたって県から市町村へ提供できる情報の提案と実施

中間評価に向けて、県から市町村へ情報提供すると有効と考えられる情報を、県に提案する。その後、県と協議の上、必要な情報整理や分析を実施する。

なお、情報過多にならないよう必要な情報を十分精査すること。また、分析を実施した場合にはその出典とデータの絞込条件を明確に記載し、データの解釈も文章化して提示することを必須とする。分析等に使用したバックデータは、県へ提供すること。

②県共通指標の進捗レポートのひな形作成

市町村が県共通指標の進捗状況を庁内や第三者の専門家等に提示できるよう、県共通指標の進捗レポートのひな形を PowerPoint で作成する。令和 7 年 11 月には使用できるように作成すること。

[ひな形の仕様]

- ア 県が作成したデータヘルス計画の進捗管理様式(別添 4)で生成される図表を、PowerPoint に貼り付けて使用することを前提とする。
- イ 上記アの図表のほか、データの出典、データを見る上での留意点や評価方法、データの定義等について記載すること。
- ウ 県が想定するレポートのイメージは、別途提供予定。

③その他

上記①及び②のほか、県(国保部局)が中間評価における役割を果たすために実施することが望ましい事項があれば、県と協議の上実施する。

(6) 県が保険者支援のために行う会議や取組の実施支援

受託者は、県が保険者を支援するために行う関係者会議や取組の実施を支援する。

①レセプト等を用いた分析支援

県から医療関係者や市町村へ医療費や健康課題の現状等を説明するにあたって、必要な分析を随時実施する。分析結果は図表化し、出典や絞込み条件等を明記した上で提示すること。また、分析のバックデータもあわせて県へ提供すること。分析内容や範囲は、県と協議の上決定するが、受託者が実施可能な分析案は提案すること。

[県が想定する分析事項]

- ア 高血圧性疾患や糖尿病等、医療費の規模が大きく、市町村が新規事業や取組の見直しを検討できる分野について、取組強化すべき層を明らかにするための分析
- イ 医薬品の適正使用(重複投薬・多剤投与等)及び医療の適正受診(重複・頻回受診、診療時間外の受診等)に関する状況の詳細分析
- ウ 医療費適正化効果額の試算や医療費適正化の観点から取組強化すべき分野を明らかにするための分析

②取組の実施支援

医療費適正化及び健康寿命の延伸に向けて、市町村規模等を問わず、各市町村が被保険者や医療関係者等に向けて効果的な周知啓発を実施できるよう、県内共通の周知啓発資材を作成する。被保険者への配布・周知啓発は、県及び市町村で実施するため、デザインの作成費用のみ見込んでおくこと。また、年度内に作成した資材を用いて、県や市町村が被保険者に対して配布・周知啓発できるように計画的に作成すること。

周知啓発資材のほか、支援可能な事項があれば、県へ提案した上で支援を実施する。

なお、資材作成費用は、令和 7 年度国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)交付要領に基づくもの、かつ 700 万円以内とする。

※参考…令和 6 年度交付要領においては、4(5)その他の注意事項②に、「都道府県が市町村支援のために広告等を行う場合の広報経費については当該都道府県の基準額の 1 割を限度として対象経費とする」という記載がある。また、令和 6 年度の本県の基準額は交付要綱に基づき 175,000 千円。

[作成する資材の例]

- ア ポスターやデジタルサイネージ等に使用できる PowerPoint で作成したデザイン(A 判サイズ・縦)
- イ 封筒や健診案内資材等の小さな余白に印字できる啓発文及びイラストデザイン
- ウ ホームページやデジタルサイネージ、SNS 等で放映できる動画(縦・横)
- エ カフェや美容院、保育園等に設置できる名刺サイズの広報カードのデザイン

(7)事業報告会

受託者は、2 月中旬までに、データヘルス計画の PDCA の実施について、市町村の意識及び行動の変容を促進できるよう、県内全市町村を対象に事業報告会を開催する。上記(2)から(4)の業務について、職種や経験年数、市町村規模等を問わず新たに得るものがある機会となるよう、共有形式や共有内容を工夫し報告すること。詳細については、県と協議の上決定する。

また、事業報告会終了後には、本業務の目的・目標の達成状況を測ること、令和 8 年度の中間評価に向けた市町村の課題認識等を明らかにすることを目的に、アンケートを実施する。

本報告会の実施にあたって、受託者は県と調整の上、以下の事務を行う。

事務内容	◆会議設定 ☐ 日程調整 ☐ 会場予約 ☐ 設備機器用意 ☐ 開催案内 ☐ 参加者管理	◆企画・準備 ☐ 進行案作成 ☐ 資料作成 ☐ 県へ資料送付 (2週間前) ☐ アンケート作成	◆当日 ☐ 会場設営 ☐ 司会進行 ☐ 資料説明 ☐ 質疑応答 ☐ WEB 会議対応	◆事後 ☐ アンケートのとり まとめ

(8) 事業実績報告書の提出

受託者は、事業に係る収支決算の状況等を記載した事業実績報告書を作成し、紙媒体及び電子データを県へ提出する。

5 スケジュール(予定)

県が想定する業務実施スケジュールは別紙 3 のとおり。

契約締結後、具体的な業務フロー及びスケジュールは県と協議し決定することとするが、業務の目的や内容を踏まえて現実的かつ効果的・効率的なスケジュールを提案すること。

6 成果品

成果品は、契約者双方が協議の上、令和 8 年 3 月 13 日(金)までに県が指定する部数・形式・媒体にて提出することとし、媒体(ハードディスク等)は受託者が準備すること。

項目	No.	名称
全体	1	事業実績報告書 (事業に係る収支決算の状況等を記載)
業務(2)	2	市町村の実態調査結果を整理した資料
	3	研修実施報告書
	4	研修会で使用した資料一式
	5	個別支援結果一覧
業務(4)	6	PDCA 運用マニュアル・動画一式 (業務(3)の内容を含む)

業務(5)	7	中間評価に向けた情報の整理・分析の結果及びバックデータ
	8	県共通指標の進捗レポートのひな形
業務(6)	9	レセプト等を用いた分析結果及びバックデータ
	10	啓発資材
その他	11	その他受託者の提案により作成したものなど

7 その他

(1) 県との連絡調整

本業務を円滑に遂行するために、必ず月 1 回(原則毎月下旬)に県と打合せを実施し、本業務の進捗状況や課題、対応方針等を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分図ること。その他必要に応じて随時打合せを実施すること。

なお、県との打合せの際には、その内容を議事録に記録し、県に提出すること。

(2) 公契約条例に基づく遵守事項の遵守

本業務を受託しようとする者は、別紙 4「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」に記載の事項を遵守すること。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行に当たって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。業務委託期間が終了した後も同様とする。

本委託業務遂行のための個人情報の取扱いについては、別紙 5「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。業務の一部を第三者に委託する場合も同様とする。

(4) セキュリティ対策

本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙 6「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(5)再委託に関する事項

本業務の全部又は主たる部分、契約金額の 2 分の 1 以上に相当する業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

業務の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び委託金額等について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方又は内容を変更しようとするときも同様とする。

再委託する場合は、再委託先にも本契約を遵守させるものとする。また、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(6)成果品の帰属

受託者は、本業務の成果品及び作成中の書類等に関する全ての著作権を、県に譲渡するものとする。

県は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

受託者は、本業務の成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から本業務の成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7)費用の負担

契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。

(8)仕様の変更

県は、業務実施の過程において本仕様書の変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

(9)本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(10)その他の留意事項

- ①業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見されたときは、県が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ②本契約の記載事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、県は本契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- ③災害や感染症拡大等の影響により、本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と協議を行い県が決定する。

〈別紙 1〉

県が考える PDCA の流れ

Plan	分析の必要性の理解促進
	分析の活用先検討(分析目的の整理)
	分析方法習得
	分析・現状の評価
	課題の抽出・整理
	テーマとなる課題の設定(解決すべき課題の設定)
	企画立案
Do	周知啓発資材・説明資材の作成や、関係者との調整
	関係者や住民へのアプローチ
Check	効果検証・評価
Action	事業の見直し

〈別紙 2〉

令和 6 年 9 月実施
令和 7 年度以降の医療費適正化・保健事業に関するアンケート集計結果
(39 市町村中 33 市町村の回答取得)

設問 1 普段、医療費・健診データ等を閲覧していますか。

	会議・資料作成のために 閲覧している市町村 (30 市町村)	事業実施のために 閲覧している市町村 (33 市町村)
KDB システム	29	30
健診システム	22	29
国保総合システム	16	21
レセプトシステム	8	7
国データ	14	10
奈良県の医療費の状況	9	7
国保連合会提供 分析データ	24	24
国保連合会提供 事業結果データ	24	23
その他	2	3

設問 2 今後、分析に関する研修会等を開催した場合、どのような内容であれば参加しますか。

	回答市町村
KDB 帳票の種類・KDB 操作	18
KDB を活用した課題発見	29
特定テーマの分析とそれに対応した事業等	23
糖尿病	16
高血圧性疾患	18
脂質異常症	11
骨折	9
地域包括ケア・多職種連携	16
その他	1
その他	2

〈別紙 3〉

県が想定する業務実施スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体												
定例会議												
データ授受												
事業報告会												
事業実績報告書												
キックオフ①												
県よりデータ提供												
②												
③												
④												
⑤												
⑥												
⑦												
⑧												
事業報告会												
県へ返却												
業務(2)スキル・ノウハウの習得及び定着												
①市町村の実態調査												
②研修の実施(1回目)												
〃 (2回目)												
③市町村への個別支援												
業務(3)PDCAの試行												
①情報の分析												
②～⑤Plan												
⑥Do												
⑦Check・Action												
業務(4)PDCA運用マニュアル・動画作成												
①業務(3)のマニュアル作成												
②業務(2)②の動画・マニュアル作成												
業務(5)中間評価の支援												
①情報の整理・分析												
②共通指標進捗レポートひな形作成												
業務(6)県の会議や取組の実施支援												
①レポート等を用いた分析支援												
②取組の実施支援												

〈別紙 4〉

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。

イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者(同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

〈別紙 5〉

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督及び教育）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化）

第9 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱うせらるるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

（取扱状況についての指示等）

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

〈別紙 6〉

情報セキュリティに係る特記事項

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること